

くらしの
相談など、
いつでも
お気軽に

日本共産党 武蔵野市議団ニュース

2007年6月24日 No.87

《連絡先》

梶 雅子 47-9391
橋本 しげき 36-3110

発行 日本共産党武蔵野市議団 Tel 60-1888 fax 51-9485

6月議会 — 市議選後最初の市議会 — 市民の要望と公約実現をかかげ市長に質問

負担増から市民を守る対策について 梶 雅子 議員

定率減税の全廃と税源委譲に伴い、住民税の大幅増となっています。また、市民税の大幅増に連動して、国保税・介護保険料も大幅な負担増になります。

そこで、利用者負担額助成事業の所得制限の拡大と、7%助成の復活。国民健康保険加入者の介護保険料の負担軽減制度、市独自の高齢者支援の制度の創設を求めました。市長は、利用者負担額助成制度の所得制限を拡大することは考えていない、次期の事業の見直しの際に、検討する。高齢者福祉に現金給付は考えていない、との答弁でした。

この他に、吉祥寺東部地域のまちづくりについて、市議会議員選挙で配布された出所不明の謀略ピラについて質問しました。

当選後初の質問でした。 橋本 しげき 議員

私は、(1)青年の雇用問題、(2)家賃補助制度の創設、(3)平和問題、(4)都営住宅の使用承継問題の4点について質問しました。市長の回答は、(1)三鷹ハローワークと共同で9月から毎月第1・3木曜に商工会館で就業相談・紹介を行う。(2)財政的に厳しい。(3)集団的自衛権は違憲である。また『子どもとおとなの日本国憲法』の普及について、市に連絡があれば市内・市外を問わず郵送する。平和のメッセージは広げたい。(4)使用承継制度の変更中止を求める議論があったことは都に伝える、とのことでした。

御礼：多くの方に傍聴いただきありがとうございました

5月臨時議会

去る、5月18日～23日の期間で臨時が開かれました。

「武蔵野市市税条例の一部を改正する条例」に党市議団は反対しました。

この条例改定は、国会で地方税法が改定されたことにより行われたものです。

日本共産党市議団の反対理由は、国の政治が庶民には負担増を押し付ける一方、株式譲渡やベンチャー企業への優遇税制など、大企業や高額所得者の減税を継続する内容となっているためです。

結果は賛成多数で可決、反対は共産党と市民の党でした。

7月の無料法律相談

7月10日(火)午後1時30分より

* 日本共産党市議会議員控室

* 各議員まで予約を

* 武蔵野法律事務所の弁護士が
相談にのります

〔毎月第2火曜日が法律相談日です〕

住民税大增税、国保税・介護保険料にも連動

定率減税の全廃と平成19年からの税源委譲によって住民税の所得割額の税率が10%（市民税6%、都民税4%）になりました。所得の多い少ないにかかわらず税率が一律になったため、特に国保加入の介護保険第2号被保険者が大幅負担増となります。

梶雅子議員の一般質問の具体的事例

（市民税の課税所得 180万円、60歳の自営業者で国民健康保険加入者の場合）
 介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

<p>市民税 $180万円 \times 3\% = 54,000円$ 国民健康保険税の所得割額 $54,000 \times 100分の195 = 105,300円$ 介護保第2号者の保険料所得割額 市民税所得割額 $54,000 \times 100分の50 = 27,000円$</p>	→	<p>市民税（平成19年以降） $180万円 \times 6\% = 108,000円$ 国民健康保険税の所得割額 $108,000 \times 100分の175 = 189,000円$ 介護保第2号者の保険料所得割額 市民税所得割額 $108,000 \times 100分の50 = 54,000円$</p>
---	---	---

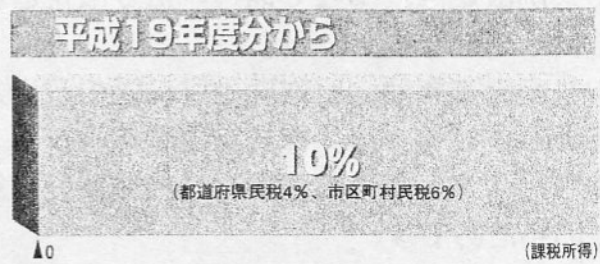
- ※ 実際の負担額は、上記所得割額に均等割（国保一人25,800円、介護保険一人10,500円）が加算された金額になります。
- ※ 国民健康保険税激変緩和措置：武蔵野市は国民健康保険税について平成19年から2年間、100分の195を100分の175に、平成21年1年に限り100分の185に引き下げる激変緩和措置がとられています。
- ※ 課税所得：基礎控除や扶養控除、社会保険控除といった諸控除を引いた残りの金額です。この「課税所得」に税率をかけたものが税金となります。

住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました（応益原則の明確化）。

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります（税源の偏在度の縮小）。

※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。



※図中の税率は、都道府県民税と市区町村民税を合わせたものです。

総務省・全国地方税務協議会のリーフより